

## 新船橋駅西地区まちづくり検討委員会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 山手地区においては、工場の跡地等にマンションや商業業務施設が建設されるなど、工業用地からの土地利用の転換が進行しつつある。今般、日本建鐵株式会社工場跡地（山手 1-350-19 ほか）において大規模な土地利用転換（約 6.8ha）が発生する見込みがあることから、当該地から新船橋駅付近の地区を「新船橋駅西地区」とし、当地区を良好なまちとすることを目的に、「新船橋駅西地区まちづくり検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、「山手地区のまちづくり」に基づき次に掲げる事項に関する検討を行う。

- (1) 新船橋駅西地区のまちづくりに係る将来ビジョンに関すること（ステップ1）。
- (2) 新船橋駅西地区のまちづくりに係る開発の枠組みに関すること（ステップ2）。
- (3) その他、新船橋駅西地区の良好なまちづくり実現のため必要となる事項に関すること。

(検討委員会の組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、必要に応じて関係部長を加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は建設局長があたり、副会長は都市計画部長があたる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は欠けるときはその職務を代理する。

(議事)

第5条 検討委員会は会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

- 2 会長が検討委員会の運営に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

(廃止)

第7条 この要綱は、新船橋駅西地区のまちづくりに係る開発の枠組みに基づいた事業の着工をもって廃止する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

(別表)

会長	建設局長
副会長	都市計画部長
委員	市長公室長
	企画財政部長
	健康部長
	こども家庭部長
	環境部長
	経済部長
	都市整備部長
	道路部長
	下水道部長
	建築部長
	管理部長
	学校教育部長